

第一回本邦研修 報告会

遅くなりましたが、新年おめでとうございます。
今年も引き続きよろしくお願いします。

前回の通信でお伝えしましたように 11 月 23 日～
12 月 5 日、本プロジェクトにとっては第 1 回目と
なる本邦研修を実施しました。本邦研修を通じて
学んだこと、またその成果をどのように活用する
かについて研修に参加した方々に発表してもらい
報告会を 1 月 14 日午前バンコクで実施しました。
本報告会には今回は研修に参加できなかった他の
MDT メンバーを招待し、報告を聞いてもらいま
した。バンコク近郊の約 40 名の MDT メンバーが
参加し熱心に発表を聞いていました。

写真：サワニー部長（左）、ヤニー副局長（右）



報告会では
先ずサワニ
ー部長が参
加者を代表
して、本邦研
修の内容と
結果を、ワー
クショップ

の目標とそれを達成するための活動分野ごとに説
明しました。そして、今後両国が共同できる分野
としては、①日本のシェルターにおける長期サー
ビスの提供（これについてはタイの経験を共有す
る用意がある）、②DV 被害者保護（日本の経験を
共有したい）、③被害者保護のための情報の共有、
④加害者訴追のための情報の共有、⑤来日タイ人
に人身取引法のもとでの自分たちの権利に関する
情報を伝えることなどがあげられました。

また今回のワークショップの成果としては、①日
本での取り組みに及び現状に関して良く理解できた、
②被害者の情報の共有に関しては出来ることとで
きないことが明らかになった、③SOP については
外務省が進めていることが分かったことなどを

あげました。そして今後日本から見習うべき点
としては、日本の情報整理や管理手法、その情
報に基づいて人身取引予防のキャンペーンに力
を入れていること等をあげられました。

引き続き各参加者が意見や感想を述べました。
多くの参加者が口を揃えて述べていたのは、日
本とタイとの間の被害者に関する情報共有の重
要性でした。日本で被害にあった被害者につい
ての情報の共有は、帰国後のフォローアップや
社会復帰支援のためのみならず、加害者の処罰
やさらなる被害者を増やさないための予防のた
めにも重要です。他方、個人情報保護の観点か
らは微妙です。特に、日本政府が保護・送還を
IOM に委託するようになってからは被害者への
ケアやサービスは充実してきたものの、情報共
有が難しくなっていることが課題とのことでした。

本研修は
タイ側と
日本側が
お互いに
学びあう
場として
設定され
ていますが、今回



はタイ側の取り組みを日本側に紹介する時間や
お互いじっくり意見交換ができる場が十分とは
言えませんでした。今後は意見交換の時間を増
やして欲しいなど、来年以降のプログラム作成
の参考になる意見も多く出されました。